

エントリーシート（定期利用保育）

確認欄へのチェック☑、必要事項の記入をしてください。

		確認欄
申込み・ 利用調整	(1) 保護者の状況等に応じて保育の必要性の観点から優先順位を付け、利用する保育園等の調整を行います。そのため、希望どおりに利用できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
	(2) 書類不備の場合は利用調整の対象外となります。利用調整は、申込締切日までに提出された書類に基づき行います。申込締切日後に提出された書類は、翌月以降の利用調整に反映します。	<input type="checkbox"/>
	(3) 希望園の順番は利用調整に関係しません。希望する順番に記入してください。希望園の変更は申込締切日まで可能です。	<input type="checkbox"/>
	(4) 虚偽の申込みをした場合は、内定や決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
	(5) 保護者のうち、新宿区に住民登録のない方(転入しない方)がいる場合は、以下に記入してください。 住民登録のない方が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる⇒ 住民登録地(父: _____ 母: _____)	<input type="checkbox"/>
	(6) 申込み後、家庭状況(住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等)に変更があった場合や、利用する必要がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。変更があったにも関わらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。定期利用保育の利用要件がなくなった場合は、利用取消となります。	<input type="checkbox"/>
	(7) 就労状況等を確認するため、家庭や職場に電話や訪問をすることがあります。	<input type="checkbox"/>
内定後	(8) 利用開始月前月末までに内定園での面接、健康診断を受けられない場合は、内定を取り消すことがあります。また、利用開始は毎月1日からです。	<input type="checkbox"/>
	(9) 利用承諾後に、保護者と園が定期利用保育の利用に関する覚書を取り交わします。	<input type="checkbox"/>
保育料	(10) 保育料(利用料)は、区(市町村)民税額に応じて負担いただく応能負担制です。3～5歳児クラスのお子さん、0～2歳児クラスの第2子目以降のおさんは、保育料(利用料)の一部または全額を助成します。登園日数・時間にかかわらず月額です。日割り計算は行いません。	<input type="checkbox"/>
	(11) 保育料(利用料)の滞納がある場合は、自宅、在籍園、勤務先等に、電話や訪問による催告を行うことがあります。納期限を超えて支払った場合は、延滞金がかかることがあります。	<input type="checkbox"/>
保育時間・ 利用期間等	(12) 利用期間は、最長で当該年度の3月末日までです。翌年度の認可保育園等への入園を約束するものではありません。	<input type="checkbox"/>
	(13) ウィズブック保育園中落合、キッズガーデン新宿西落合、しんえい子ども園もくもく、二葉南元保育園は月曜日から金曜日、それ以外の施設は月曜日から土曜日(ともに祝日・年末年始を除く)のうち、保護者のいずれかが就労している曜日の利用となります。曜日を固定して利用を承諾します。	<input type="checkbox"/>
	(14) 給食・おやつは、通常の保育を利用するお子さんと同様に提供します。	<input type="checkbox"/>
	(15) 継続的な利用がない場合は、利用を取り消します。	<input type="checkbox"/>
	(16) 新宿区外へ転出した場合に、継続して定期利用保育を利用することができるのは、転出した月の末日までです。	<input type="checkbox"/>
(17) 認可保育園、認定こども園は、必要に応じて、修繕または改修工事等を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>	

裏面もご確認ください

該当する項目のみ、確認欄へのチェック☐、必要事項の記入をしてください。

確認欄

認可保育園・認定こども園等への入園申込みをしている方

「認可保育園・認定こども園等への入園」と「定期利用保育の利用」の両方の申込みをしている方で、認可保育園・認定こども園等への入園が内定した場合は、定期利用保育の利用申込みは取下げされたものとみなします。

空き保育室型定期利用保育の特例1歳児の申込みをする方

特例1歳児としての利用申込みは、利用開始希望月の1日までにお子さんが満1歳に達し、かつ離乳食が完了し幼児食に移行していることが要件です。離乳食が完了していない場合は、内定や決定を取り消します。

育児休業中または産前・産後休暇中の方

利用開始となった場合は、「復職に関する申告書」のとおり、利用開始月の末日まで(勤務先との調整により利用開始月に復職することができない場合は、翌月1日まで)に復職することが要件です。期日までに元の職場に復職しない場合は、内定や決定を取り消します。

海外収入の全部または一部が課税されていない方

国内に住所を有していなかった等の理由により、収入の全部または一部が課税されていない場合は、年間収入申告書、収入や控除額等が確認できる書類を提出していただき、地方税法に準じて区(市町村)民税所得割課税額相当額を推計して保育料(利用料)算定します。

海外赴任歴について、以下の項目を記入してください。

☐令和4(2022)年中の海外赴任歴 [☐父 ☐母] ____月____日～____月____日

☐令和5(2023)年中の海外赴任歴 [☐父 ☐母] ____月____日～____月____日

各項目について、全て同意の上で申込みます。

____年____月____日

保護者氏名 _____ [☐父 ☐母]

申込児童氏名 _____ (____年____月____日生)

申込児童氏名 _____ (____年____月____日生)

◆自由記入欄 (別紙に記入したものを添付してもかまいません)